

広島県告示第千二十四号

財政状況の公表に関する条例（昭和二十三年広島県条例第八号）第二条第一項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二第二項の規定によって、広島県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和七年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦